

日光川公園整備運営事業

DBに関する要求水準書

令和 7 年 3 月

名古屋市緑政土木局

目次

第1章	総則	1
1.	要求水準書の位置づけ	1
2.	業務内容	1
(1)	設計	1
(2)	建設	1
(3)	工事監理	1
3.	設計建設に関する要求水準	1
(1)	基本事項	1
(2)	バリアフリー	2
(3)	環境配慮	2
(4)	設計	3
(5)	建設	4
(6)	工事監理	5
4.	提出書類	5
5.	中間検査	5
6.	完了検査	5
(1)	事業者による完了検査	5
(2)	本市による完了検査	5
第2章	設計建設の対象施設等	6
1.	撤去必須対象施設	6
2.	整備必須対象施設等	6
3.	任意提案施設等	13

第1章 総則

1. 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、名古屋市（以下、「本市」という。）が、日光川公園整備運営事業（以下、「本事業」という。）におけるDB（設計・建設・工事監理）に関して、本市が要求するサービス水準を示したものです。事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守してください。また、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができます。

2. 業務内容

本要求水準書に基づき、次の業務を実施してください。

(1) 設計

- ア 事前調査
- イ 基本設計
- ウ 実施設計（解体撤去、造成）
- エ 実施設計（整備）
- オ 照査

(2) 建設

- ア 解体撤去、造成
- イ 整備
- ウ 備品等設置

(3) 工事監理

- ア 工事監理（建築物）
- イ 工事監理（その他公園施設）

3. 設計建設に関する要求水準

(1) 基本事項

- ア 募集要項等の条件を遵守してDBの各業務を行ってください。特に、「DB」「指定管理」「設置管理許可」の3つの事業手法の組み合わせによる相乗効果を最大限発揮し、日光川公園再生方針を十分に踏まえた実施方針としてください。
- イ DB請負契約書、本要求水準書などの本事業に関する図書、さらに募集要項「第3章 5. 遵守すべき法令等」に示す都市公園法をはじめとした本事業に関連する各種法令・条例等を遵守してください。なお、業務期間中に改正があった場合は、改正された内容を遵守してください。
- ウ DB業務責任者として、各業務に関する相当の知識と経験、必要資格を有する者を配置してください。また、DB業務責任者は統括責任者及び他業務責任者等と密に調整

しながら、本事業が円滑に遂行されるように努めてください。

エ 本市及び関係機関等と十分に協議しながら業務を進めてください。協議の場へは統括責任者及びDB業務責任者が同席してください。協議内容について相互に確認を行うため、必ず書面に記録を取りまとめてください。

オ 別紙 1-2「DBにおける関係官公署への申請等一覧」に基づく関係官公署への申請等を実施してください。各種書類は事前に本市の承認を受けるとともに、申請後は各種許認可等の書類の写しを本市に提出してください。

カ 本市は、設計の内容に対し、工期や費用の変更を伴わず、かつ事業者の提案内容を逸脱しない範囲で、変更を求める事ができるものとします。

キ 事業スケジュールに支障がないよう、建築工事に伴う各種手続きを実施してください。

ク 本公園の一部は河川保全区域にあたるため、河川管理者（愛知県尾張建設事務所）との協議が必要となります。事業者は本市とともに河川管理者と協議を行い、必要な申請書類等の作成を行ってください。

ケ 河川管理者（愛知県）では日光川公園に隣接する堤防の改修工事を令和7年度～令和9年度にかけて予定しているため、今後の工事スケジュールや施工方法等について工事を実施する愛知県海部建設事務所日光川下流整備課と協議しながら進めてください。

なお、本件について、再整備後の公園の供用開始に間に合うように、本市と河川管理者（愛知県）でスケジュール等について共有・調整中です。

(2) バリアフリー

ア 園内の主動線は移動等円滑化園路として設定したうえで、駐車場を起点として主要施設をつなぐとともに、園内全体を回遊するようなルート設定を行ってください。

イ 「名古屋市福祉都市環境整備指針」において「○整備や配慮をしていくことが望ましい内容」を含めた基準を標準とし、計画してください。

ウ 事業者選定後及び基本設計時に、名古屋市障害者団体連絡会など市内関係団体から意見交換する場を設けるので、その意見・要望等を考慮した計画としてください。

エ 募集要項「第2章 6.(5)バリアフリー方針」に沿って、誰もが安全で安心して過ごせる計画としてください。

(3) 環境配慮

ア 省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、再生可能エネルギー等の活用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めてください。

イ 「環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。グリーン購入法）に基づく環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達に努めてください。

ウ 「名古屋市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、建築物

の内装や備品等において国産の製材・集成材・合板・木質材料等を積極的に使用した計画に努めてください。同方針に基づき実績報告が求められるため、業務完了時に施設の種類、主な木材使用箇所、木材を使用している部分の延べ床面積（㎡、建築物の場合）、木材使用量（㎡）、国産木材使用量（㎡）、代表的な施設の写真と合わせ、本市に報告してください。

エ 建築物は「名古屋市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の長寿命化による維持管理コストの平準化や、「公共建築物の環境配慮整備指針」に基づき、環境配慮を考慮した施設整備に取り組むものとし、ZEB水準への適合に努めてください。

オ 「名古屋市雨水流出抑制施設設計指針」（平成18年1月改訂）及び「【特定都市河川流域】雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針」（平成24年4月改訂）に基づき、集水面積100㎡あたり4㎡の貯留・浸透施設を設け、雨水流出抑制を図る計画としてください。

カ 「なごやまちなか生物多様性緑化ガイドライン」に基づき、生きもののすみか、営巣、休息などに配慮した緑化に努めてください。

(4) 設計

ア 実施設計へ円滑に移行できるよう、「名古屋市設計業務標準仕様書」に定める基本設計を事業者の負担において行ってください。基本設計については、事業者負担により設置する設置管理許可施設も含めた設計とします。別紙1-3「DBにおける提出書類一覧」で示す基本設計の成果品を本市に提出のうえ、本市の了承を得た後に実施設計に着手できるものとします。

イ 実施設計において、事業者負担により設置する設置管理許可施設は対象外とします。

ウ アスベストのほか、六価クロム、鉛、PCB等の使用の有無の確認等、本事業を行う上で必要となる各種調査業務を、関連法令に基づいて、必要な時期に適切に実施してください。

エ 調査の着手時及び完了時には、調査計画書及び調査報告書を作成（様式は任意）して本市に提出し、本市の確認を受けてください。なお、本市が提供する資料と調査結果に差異がある場合は、調査結果を正とします。

オ 調査を行うために申請手続きが必要な場合は、事前に本市と協議のうえ、事業者で実施してください。

カ 上下水道、電気、ガス等インフラ施設の計画は、関係事業者との事前相談、協議等を適切に行い決定してください。なお、協議にあたり、必要に応じて本市は必要な支援等を行います。

キ 設計業務計画書に基づき定期的に本市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行ってください。

ク 本市は、事業者が行う設計業務等が本市の定める要求水準に適合しているか、確認します。要求水準を満たしていないことが判明した場合、本市は業務内容の改善を求めることができます。事業者は、本市の改善要求に対し、自らの責任の上で、改善措置

を講じてください。

ケ 設計内容について、「名古屋市設計業務標準仕様書」に定める照査技術者が照査を行い、照査報告書として提出してください。

コ 設計業務の終了後、単価合意を経て工事着手となります。設計内容の確認・修正期間を十分に考慮してください。

(5) 建設

ア 設計図書、土木工事標準仕様書（名古屋市緑政土木局）をはじめとする業務に関連する各図書は必ず工事現場に常備し、熟読してください。また工事期間中、常に工事記録を整理し、確認できる状態にしてください。

イ 進入道路等の交通規制を行う場合には、交通整理を行う人員を適切に配置してください。

ウ 騒音、振動、悪臭、光害、粉じん発生、交通渋滞等の発生等、工事が近隣の環境に与える影響がないよう、十分な対応を行ってください。万が一悪影響を与えた場合には、事業者の責任において対応を行ってください。

エ 災害及び事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を速やかに本市に報告してください。

オ 近接する建築物、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の責任と負担において行ってください。

カ 周辺その他からの苦情が発生しないよう注意すると共に、発生した苦情その他については、丁寧に対応してください。苦情の内容、対応状況はその都度本市に報告してください。

キ 本工事に支障となる予期しない地中障害物等が確認された場合は、直ちに本市へ報告し、その対応を協議してください。

ク 仮囲いを設置する場合は、現場周辺の美装化、工事現場のイメージアップをしてください。

ケ 撤去する廃材、建設副産物について、関係法令等に定められた方法により適切に処分してください。

コ 指定管理業務で使用する備品を設置してください。設置する備品は、公園の機能及び性能を満たすために必要なものとしてください。設置管理許可施設の管理運営に必要な備品については、事業者の負担で調達してください。

サ 事業者は、本市が完成確認を行うまでに什器備品を設置し、地震対策や動作確認等を完了してください。

シ 設置した備品等について備品台帳を作成し、事前に本市の承認を得て提出してください。備品の取り扱いについては、別紙 2-2「指定管理者業務仕様書」を参照してください。

(6)工事監理

- ア DB請負契約書、本要求水準書及び実施設計成果品を元に工事監理を行ってください。
- イ 工事監理（建築物）は「工事監理業務委託関連マニュアル集（名古屋市住宅都市局）」に基づいて工事監理を行ってください。工事監理（その他公園施設）は「土木工事標準仕様書（名古屋市緑政土木局）」に基づき、本市監督員に代わり工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保してください。
- ウ 業務に着手する時は、工事監理業務の実施体制、スケジュール、方法等を含む工事監理業務計画書を提出して事前に本市の承認を受けてください。
- エ 工事期間中、原則として毎月本市へ監理報告書を提出し、工事監理の状況の確認を得てください。また、本市の要請があれば随時報告を行ってください。

4. 提出書類

各業務の提出書類については、別紙 1-3「DBにおける提出書類一覧」を確認してください。

5. 中間検査

設計（解体撤去、造成）、設計（整備）及び建設（解体撤去、造成）の各業務終了後に本市による中間検査を行います。なお、建設（解体撤去、造成）業務は設計（解体撤去、造成）業務の中間検査合格後、建設（整備）業務は設計（解体撤去、造成及び整備）業務の中間検査合格後、建設業務に着手できるものとします。

6. 完了検査

(1) 事業者による完了検査

本市による完了検査を受検前に、事業者による機器・器具等の試運転等及び社内検査を適切に実施してください。結果について工事監理業務にて確認を得たうえで、その結果を本市に速やかに提出してください。

(2) 本市による完了検査

- ア 事業者による完了検査終了後、本市に必要な竣工書類を提出してください。本市の承認後、本市による完了検査を実施します。
- イ 機器・器具及び什器備品の取扱いについて、事業者による完了検査時の試運転とは別に、本市に対して説明を実施してください。
- ウ 本市による完了検査を行った結果、設計図書や要求水準書等の内容を満たしていないことが明らかになった場合には、本市は、事業者に対し改善要求または改善勧告を行います。その場合、事業者は速やかに改善及び復旧を行ってください。なお、当該是正または改善に係る費用は、事業者が負担してください。

第2章 設計建設の対象施設等

本業務で求める施設の種類と内容を下表に示します。

1. 撤去必須対象施設

項目	施設名称	数量	単位	概要
建築物	管理棟	1	棟	RC造 地上1階、地下2階
	中央機械室	1	棟	RC造 平屋建て
	第1ろ過機ポンプ	1	棟	RC造 平屋建て
	造波機械室	1	棟	RC造 平屋建て
	第2ろ過器ポンプ	1	棟	RC造 平屋建て
	便所	5	棟	RC造 平屋建て
	発券機械室	1	棟	RC造 平屋建て
	給湯機械室	1	棟	RC造 平屋建て
	監視員詰所	1	棟	S造 2階建て
	庇	1	棟	S造 平屋建て
	テント	1	棟	S造 平屋建て
	プレハブ倉庫	1	棟	S造 2階建て
その他 公園施設	サンデッキ	1,600	m ²	木製
	ウォータースライダー	1	基	FRP 2本
	衰弱木等の不健全木	—	本	病虫害発生木・枯損木等

※構造等の詳細は別添資料等を参照してください。

上記以外の施設も原則撤去対象としますが、施設の劣化状況やその後の耐久性、活用可能性も考慮し、総合的に判断して決定します。なお、地下廃棄物や地盤沈下の影響を考慮し、残置等の処理を行う場合は、その理由と残置方法、該当箇所が分かる図面とともに資料として取りまとめ、事前に本市と協議してください。

※外周部を含む樹木について現況調査を行ってください。その際、病虫害・枯損による衰弱が見受けられた樹木については撤去してください。撤去の方法等については伐根を基本としますが、詳細は本市と協議してください。

※日光川公園内におけるサクラ類については、病虫害のため令和7年度に本市において上部伐採予定です。

2. 整備必須対象施設等

施設名称	概要
(1) 管理事務所	ア 公園全体を統括する管理事務所としてください。 イ 総合案内・無料休憩所・トイレ・授乳室、及び指定管理者用事務所、会議室、倉庫等の機能を有するものとし、それぞれ必要となる規模を計画してください。

	ウ 構造は事業者提案によるものとします。非木造構造とする場合は、市設建築物総合耐震設計基準（名古屋市住宅都市局）に基づく分類において、構造体はⅢ類、建築非構造部材はＢ類、建築設備は乙類の耐震性能を確保することとし、木造とする場合においても非木造構造と同様の耐震性能を確保してください。なお、構造の如何にかかわらず、20 年以上の耐用年数を確保する耐久性を備えるものとしてください。 エ 出入口は自動式引き戸にしてください。 オ 諸室に必要な、内・外装、電気設備、給排水設備、空調設備、消防設備等を整備してください。 カ 公園利用者の総合的な対応を行う受付窓口を設けてください。 キ 各種イベント情報等の掲示スペースを設けてください。 ク 事務所は公園利用者が訪ねやすい、開放的な設えとしてください。また、公園利用者の利便増進につながる施設としてください。 ケ 指定管理業務に必要な職員が常駐できる執務スペースを確保してください。あわせて給湯スペース、職員更衣室等を確保してください。 コ 会議室はレール式の可動間仕切りを設置するなど、利用用途に応じて柔軟に空間レイアウトが可能な会議室としてください。また遮音性を確保する等、WEB 会議を開催しやすい環境を整備してください。 サ 公園利用者が利用可能なトイレを設けてください。トイレは原則 24 時間使用可能とし、外側から直接出入りが可能なものとしてください。また内部からのアクセスについても配慮してください。詳細については、「トイレ」の項目を参照してください。 シ 快適な執務環境の確保、執務効率の良い事務機器等のレイアウトに配慮してください。 ス 急な傷病者が一時的に待機できるスペースを確保してください。 セ 救急車等の緊急車両が直接アクセスできる計画としてください。 ソ 公園内のトイレからの警報通信を受信できる設備を設けてください。 タ 園内に設置した放送設備を操作する機器を設けてください。 チ キャンプ・ドッグラン施設の受付窓口、物販等の公園利用者の利便増進につながるスペースを設けることも可能ですが、その場合は該当箇所について管理許可を受けてください。なお、ドッグラン関連施設を設ける場合は、他の公園利用者に配慮し、必ず動線を分けた計画としてください。また、これらのスペースを設ける場合は、事業終了後も管理事務所として、利用用途に応じて柔軟に活用可能な施設内容としてください。
--	--

	ツ 駐車場から公園の総合窓口である管理事務所までは移動等円滑化園路として設定し、あらゆる人が快適に利用できる動線、配置、施設計画としてください。
(2) ひろば	ア 他の公園施設と連携し、公園利用の促進につながる施設としてください。 イ イベント開催等、ソフト面を重視した魅力が広がる計画としてください。 ウ ひろば全体で適切な排水機能を確保するよう計画してください。 エ ひろばの表層は、快適性、耐久性、経済性、景観性、維持管理の容易性等の観点から判断したものとしてください。 オ 用途に応じて必要となる電源、給排水等設備等を整備してください。 カ 明るく開放性を有し、かつ夜間も利用できるよう照明を設置してください。 キ 日光川公園の景観に合い、利用者の来園意欲を高め、利用者数や利用者層の拡大に寄与するような魅力的なレクリエーション施設（水遊び場やアスレチック遊具等）を設置してください。 ク レクリエーション施設は大人も楽しめ、安全性に配慮した施設としてください。材料は腐食しにくく、耐久性に優れ、維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造としてください。また、交換部品の調達が容易なものとしてください。生産物賠償責任保険加入の製品または、（一社）日本公園施設業協会に加入した製品と同程度の保証内容としてください。
(3) キャンプ フィールド 施設	ア アウトドア初心者でも気軽に訪れて楽しむことができ、何度も訪れたくなるキャンプ施設を計画してください。 イ 宿泊を伴う施設として、計画してください。 ウ キャンプフィールド施設利用者以外の公園利用者も含むすべての人が利用可能なトイレを設置してください。詳細については、「トイレ」の項目を参照してください。設置したトイレは管理許可施設とします。 エ フリーサイト、オートサイト、グランピング等の有料公園施設を設けるにあたり必要な舗装、植栽、柵等の施設を設置してください。 オ 公園内のインフラと設置管理許可施設を接続する場合は、子メーターを設置する等、管理区分を明確にし、利用量(料)を按分可能な状態にしてください。その場合の子メーター等の機器設置費は事業者で負担してください。

(4) ドッグラン 施設	ア 専門スタッフが常駐し、初心者でも安心して利用でき、何度も訪れたくなる施設としてください。 イ 犬種ごとによる区分けをし、少なくとも小型犬用区画を1以上、大型犬用区画を1以上、貸し切り区画を1以上設けてください。 ウ 各区画の区分け柵の構造はメッシュフェンス等、視認性を確保したうえで鋼製とし、犬種ごとに必要とされる高さを計画してください。 エ 犬用の足洗い場を設置してください。 オ ナイター営業が可能な公園灯の配置計画としてください。 カ ドッグラン利用者以外の公園利用者も含むすべての人が利用可能なトイレを設置してください。詳細については、「トイレ」の項目を参照してください。設置したトイレは管理許可施設とします。 キ 公園内のインフラと設置管理許可施設を接続する場合は、子メーターを設置する等、管理区分を明確にし、利用量(料)を按分可能な状態にしてください。その場合の子メーター等の機器設置費は事業者で負担してください。 ク 施設全体を通じてアニマルウェルフェアにつながる計画としてください。
(5) 駐車場	ア 既存の駐車場を活用し、必要に応じてラインの引き直しや舗装の打ち替えなどの改修を行ってください。 イ 施設内容や利用用途に応じて、必要となる駐車台数を提案してください。 ウ 利用者との動線が交錯する箇所は、車止め、安全策、路面標示等の安全対策を実施してください。 エ 現地スタッフ用の駐車場が必要な場合は公園利用者用とは別に確保してください。 オ 精算機等の駐車場運営に必要な機器は事業者の負担により整備してください。 カ 設置許可施設として、駐車場の一部へ車中泊エリアを設定することも可能です。
(6) トイレ	ア 公園の利用者満足度に直結する重要施設としてとらえ、公園利用者の利便性が向上する施設としてください。 イ 設置する棟数は、想定する利用者数、それに伴い必要となる穴数等を定めた上で、公園全体の配置計画を作成し、提案してください。 ウ 構造は事業者提案によるものとします。非木造構造とする場合は、市設建築物総合耐震設計基準（名古屋市住宅都市局）に基づく分類において、構造体はⅢ類、建築非構造部材はB類、建築設備は乙類の耐震性能を確保することとし、木造とする場合においても非木造構造と同様の耐震性能を確保してください。なお、構造の如何にかかわ

	らず、20 年以上の耐用年数を確保する耐久性を備えるものとしてください。 エ 衛生面の確保、清掃のしやすさに配慮した床仕上げとしてください。 オ 男女共用のバリアフリースイレを1棟につき1つ以上設けてください。その他必要となる穴数等は、各施設配置や想定利用者数を勘案し、提案してください。 カ トイレの機能分散を考慮し、男子、女子の大便器ブースに乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用いす、オストメイトを設けてください。 キ 大型ベッドの設置に際しては、バリアフリースイレ内での介助者との分離を考慮し、カーテンを設置してください。 ク 公共下水に原則、自然流下で接続してください。 ケ 位置やトイレ数は利便性、防犯性、景観性、管理性を考慮した提案を求めますが、管理事務所のトイレは災害時も利用できるものとしてください。 コ バリアフリースイレに異常を示す表示灯と警報機を設け、管理事務所にいる職員に知らせることができる通信設備を設けてください。 サ 各ブースや通路等、基準だけにとらわれず、使いやすく余裕をもった施設設計を行ってください。 シ 将来の施設増設等も見越して、配線用差込接続器等の予備電源を確保してください。
(7) バックヤード	ア 指定管理業務で使用する資材等の保管、剪定枝その他廃棄物等を一時保管するバックヤードを設置してください。 イ 設置管理許可施設で使用する資材等の保管、及び剪定枝その他廃棄物等を一時保管する場合は、該当箇所について管理許可を受けてください。 ウ バックヤードは、公園利用者から見えないよう、景観に配慮した提案をしてください。
(8) 倉庫	ア 指定管理業務で使用する備品等を保管する倉庫を設置してください。 イ 設置管理許可施設で使用する備品等を合わせて保管する場合は、該当箇所について管理許可を受けてください。
(9) 案内板、誘導サイン等	ア 公園のエントランス及び駐車場から各公園施設まで円滑に誘導できるサイン計画に努めてください。 イ 公園全体の配置が分かる案内板を設置してください。 ウ 本公園内を円滑に移動できるよう、必要な箇所に案内板、誘導サイン等を設置してください。 エ 公園利用に関する注意看板を適切に配置してください。

	オ サインにはピクトグラムを使用する等、誰にでもわかりやすいものとしてください。
(10) 造成	ア 公園としての利用しやすさや周辺環境との調和、防災や環境保全、地盤沈下、バリアフリー、コスト等を総合的に検討し、適切な敷地造成計画としてください。 イ 存置施設や植栽木、公園周辺等への影響を低減した計画としてください。 ウ 公園内で切土、盛土の土量バランスをとり、不足土をできる限り少なくしてください。作業残土も含めて原則、園外への残土の搬出はできません。ただし、やむを得ず園外へ残土を搬出する必要がある場合は、本市と協議を行ってください。なお、本市が承諾した場合でも搬出等に要する全ての費用は事業者負担とします。 エ 盛土を構成する土層は軟弱地盤に該当すると判断され、必要に応じて施設や建築物等を整備するにあたり、事前に対策の是非や対策内容を検討し、適宜、対策を実施してください。
(11) 植栽	ア 適度に緑陰を創出するとともに、利用者にとって快適で見通しのよい環境としてください。 イ 舗装に近接して樹木を植栽する場合は、植栽する樹木根系に適した植栽基盤の確保、根上がりにより舗装が損傷しないよう植栽樹の大きさを確保するか、舗装から十分に距離を置くなど留意してください。 ウ 公園全体のコンセプトに沿って、各施設との調和及び新たな日光川公園らしさの演出を図るとともに、市民が憩える空間となるように努めてください。 エ 外周植栽を含め、既存のまま生かす樹木については、必要に応じて健全な樹木の生育に必要な剪定を実施してください。 オ 植物管理作業のために十分な間隔で散水栓等を整備してください。 カ 公園のエントランスは公園の顔となる、公園利用者の期待感を高める景観形成を行ってください。
(12) 園路	ア 公共交通機関や自家用車など、想定される全ての交通手段の利便性に配慮してください。 イ 利用者動線と管理車両動線を分離する等、それぞれの利用者の安全を確保してください。 ウ 駐車場から管理棟までの動線も移動等円滑化園路として設定し、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するなど、できるだけ段差、階段のないスロープを活用したバリアフリー園路として整備してください。 エ 公園内に自転車が乗り入れないように駐輪スペースを確保してください。

	オ 屋内外ともに災害時の避難動線を確保し、利用者の安全を確保するとともに、緊急車両の動線に配慮してください。 カ 舗装は、美観及び耐久性・防滑性に配慮したものとしてください。 キ 公園全体を散策し、水辺の景観を楽しめるウォーキングコースを設定してください。
(13) 給水設備	ア 「給水設備現況図」(別添資料 8) に示す既存給水設備は撤去し、新たに整備することを基本とします。ただし、事業者にて活用を検討する場合は、事前に事業者で現況を確認し、本市の了承を得てください。 イ 必要な水飲み、散水栓等を設置してください。 ウ 清掃や散水、イベント利用などを想定した適切な配置計画としてください。 エ 契約者は指定管理者とし、使用料は指定管理料から支払ってください。なお、設置管理許可施設で同契約のものを使用する場合は、使用量に応じた金額を指定管理料に還元してください。
(14) 雨水排水設備	ア 「雨水排水設備現況図」(別添資料 11) に示す既存雨水排水設備は撤去し、新たに整備することを基本とします。ただし、事業者にて活用を検討する場合は、事前に事業者で現況を確認し、本市の了承を得てください。 イ 公園全体の流量計算をしたうえで、雨水排水計画を作成し、適切な管径や排水勾配で、必要な柵や側溝等を設置してください。
(15) 污水排水設備	ア 「污水排水設備現況図」(別添資料 10) に示す既存污水排水設備は撤去し、新たに整備することを基本とします。ただし、事業者にて活用を検討する場合は、事前に事業者で現況を確認し、本市の了承を得てください。 イ 公園内の污水排水設備は、雨水排水との分流式としてください。 ウ 本市の公共下水道へ接続・流下させてください。当該地域は分流区域であり、公園外周北側については下水本管整備済みですが、東側道路については未整備です。なお東側道路については上下水道局による下水管整備工事が予定されているため、必要に応じて上下水道局と調整し、設計に反映してください。 エ 契約者は指定管理者とし、使用料は指定管理料から支払いをしてください。なお、設置管理許可施設で同契約のものを使用する場合は、使用量に応じた金額を指定管理料に還元してください。
(16) 電気設備	ア 「電気設備現況図」(別添資料 12) に示す既存電気設備(電線、電線管路等)は撤去し、新たに整備することを基本とします。ただし、事業者にて活用を検討する場合は、事前に事業者で現況を確認し、本市の了承を得てください。

	イ 原則として日本工業規格（JIS）によって規定されている照度基準に準拠してください。 ウ 照明器具は、原則として「名古屋市緑政土木局 LED 照明技術仕様書」に適合し、本市の形式承認を受けた製品を用いてください。ただし、モニュメント灯やライトアップ用照明等の景観形成を目的とした照明は対象外です。 エ 屋外照明の適正化によって良好な光環境の形成を図り、地球温暖化防止に資する照明器具を使用してください。 オ 照明設備の色温度は、公園全体として統一されたものとし、公園全体での夜間の光による景観形成にも配慮してください。 カ イベント利用に配慮して、必要な箇所にコンセント盤を設置してください。 キ 日常、BGM、災害用等に利用できる放送設備を設置してください。周辺環境に配慮するとともに、主要な施設に放送が届くような配置計画としてください。 ク 公園全体で想定される使用容量に応じた高圧受変電設備を必要に応じて設置してください。 ケ 契約者は指定管理者とし、使用料は指定管理料から支払いをしてください。なお、設置管理許可施設で同契約のものを使用する場合は、使用量に応じた金額を指定管理料に還元してください。
(17) 休養施設	ア 利用者が休憩できるよう四阿やベンチ・テーブル等の施設を適宜設置してください。 イ 年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが利用しやすい施設にしてください。 ウ 材質は腐食しにくく、耐久性に優れたものとしてください。 エ 維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造としてください。また、交換部品の調達が容易なものとしてください。

3. 任意提案施設等

「第2章 2. 整備必須対象施設等」に示す以外の施設提案も可能です。ただし、都市公園法に定められた公園施設に該当するものであり、かつ本市との協議により認められたものとします。計画する際は公的基準に従って整備し、耐久性が高く、維持管理コストの少ない施設としてください。なお、建築物を設置する場合は、以下の条件を遵守してください。

施設名称	概要
(1) 建築物	ア 構造体はⅢ類、建築非構造部材はB類、建築設備は乙類の耐震性能を確保することとし、木造とする場合においても非木造構造と同様

	の耐震性能を確保してください。なお、構造の如何にかかわらず、20年以上の耐用年数を確保する耐久性を備えるものとしてください。 イ 事業終了後も利用用途に応じて柔軟に活用可能な施設内容としてください。 ウ キャンプ・ドッグラン施設の受付窓口、物販等の公園利用者の利便増進につながる施設を設けることも可能ですが、その場合は管理許可を受けてください。
--	---